

東 教 第 1 9 7 9 号
平成 2 9 年 3 月 2 3 日

各市町教育委員会教育長
各市町立小・中学校長 } 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

社会保険関係の事務手続について（通知）

日頃、社会保険事務の適正な執行について御配慮いただき、厚くお礼申し上げます。
学校において社会保険事務が集中する年度末及び年度初めを迎えるに当たり、下記事項に留意して事務手続を円滑、適正に行ってくださいよう、お願いいたします。

各種事務手続に当たっては、平成 2 8 年度学校事務職員実務研修会（平成 2 9 年 1 月開催）で配布した「社会保険事務の手引」（以下「手引」という。）を御確認ください。

記

1 社会保険の資格喪失に係る事務手続

社会保険加入者が退職した場合は、被扶養者分も含め、全ての健康保険被保険者証（以下「健康保険証」という。）を回収し、東部教育事務所まで御返却ください。

（1）健康保険証回収対象者

退職した社会保険適用職員（退職後 1 日空けて東部教育事務所管内の小中学校で任用される者は除く。）

（2）返却期限

退職した月の翌月 5 日

※ 平成 2 9 年 3 月下旬退職者については次のとおり期日及び会場を設定しますので、対応をお願いします。

○ 行田市、加須市、羽生市の小・中学校

日 時：平成 2 9 年 4 月 4 日（火）1 0：3 0～1 1：3 0

場 所：行田地方庁舎 3 階 3 0 2 会議室

○ 上記以外の小・中学校

日 時：平成 2 9 年 4 月 5 日（水）9：3 0～1 1：3 0

場 所：春日部地方庁舎 3 階 大会議室

（3）留意事項

- ・退職者の健康保険証は確実に回収してください。
- ・返却の際、健康保険証の余白に赤マジック等で退職日を記入してください。
- ・退職後に健康保険証は使用できません。
- ・退職後、健康保険任意継続加入を希望される方は、希望者本人が協会けんぽで退職後 2 0 日以内に手続を行ってください。

2 社会保険の資格取得・保険料の算定に係る事務手続

(1) 資格取得対象者

資格要件を満たす臨時的任用職員及び短時間再任用職員

※手引 1 ページ参照

(2) 提出書類

ア 社会保険手当額等報告書

※電子メールで提出。作成に当たっては、手引 8～11 ページ参照。

イ 別紙 1 社会保険の加入者報告（短時間再任用職員のみ）

(3) 提出期限

報告対象者の発令日から 5 日以内

(4) 注意事項

報告した内容に誤りがあった場合は、速やかに御連絡ください。

3 社会保険加入者の被扶養者に係る事務手続

(1) 被扶養者の対象となる者

下記のア、イの要件を満たす者

ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

※上記に掲げる者以外の、3 親等内の親族は同一世帯に限る

イ 年間収入 130 万円未満（60 歳以上又は障害者の場合は、年間収入 180 万円未満）

※同居の場合 収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満

※別居の場合 収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

(2) 提出書類

健康保険被扶養者（異動）届及び添付書類

※添付書類については、手引 5 ページ参照

(3) 提出期限

事実発生後、速やかに御提出ください。

(4) 留意事項

配偶者を扶養するときは、「健康保険被扶養者（異動）届」3 枚目の右下記入欄に配偶者の記名、押印を忘れずにお願いします。（国民年金第 3 号被保険者に関する届出になっています。）

4 その他

- ・その他の社会保険に係る事務手続については手引を御参照ください。
- ・健康保険証の配布については、別途通知します。
- ・該当職員には、別紙 2 「臨時的任用職員の方へ」、別紙 3 「再任用職員の方へ」を配布するなど周知をお願いします。

担当：総務・給与担当 高辻・矢作・三輪

電話：048-737-2727

別紙 1

学校名	
学校コード	

社会保険の加入者報告（短時間再任用職員）

職員氏名											
職員番号											
住 所	〒										
年金番号					—						

臨時的任用職員の方へ

平成29年 月

厚生年金保険・健康保険の取扱いについて

退職される臨時的任用職員の方で社会保険に加入されている場合は次のとおり取り扱いますのでご確認ください。

なお、不明な点は、各学校の事務担当者におたずねください。

1 退職後、東部教育事務所管内の小・中学校に再度勤務を命じられた場合

ア 1日空いて任用される場合

- ・被保険者資格は継続します。
- ・健康保険証の返却の必要はありません。
- ・空いている1日について国民健康保険に加入する必要はありません。
- ・継続して社会保険料が控除されます。控除される月は退職日より決まります。

イ 1日も空けずに任用される場合

- ・被保険者資格は継続します。
- ・被保険者証（健康保険証）の返却の必要はありません。
- ・継続して社会保険料が控除されます。控除される月は退職日より決まります。

2 退職後、東部教育事務所管外の小・中学校又は県立学校等に勤務を命じられた場合（埼玉県教育委員会の任用に限る）

ア 1日空いて任用される場合

- ・退職日の翌々日で被保険者資格を一度喪失します。
- ・任用日に被保険者資格を取得します。
- ・健康保険証は返却していただきます。返却後、早急に医療機関で受診する必要となった場合は事務担当者にご連絡ください。
- ・空いている1日について国民健康保険に加入する必要はありません。
- ・月末の前日（3月30日など）に退職する場合でも社会保険料が控除されます。控除される月は退職日より決まります。

イ 1日も空けずに任用される場合

- ・退職日の翌日に被保険者資格を一度喪失します。
- ・任用日に被保険者資格を取得します。
- ・健康保険証は返却していただきます。返却後、早急に医療機関で受診する必要となった場合は事務担当者にご連絡ください。
- ・連続して社会保険料が控除されます。控除される月は退職日より決まります。

○退職後（１・２以外）の健康保険制度への加入は以下の３つの選択肢があります。

毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険の手続を行ってください。

- ・「健康保険任意継続」
- ・「国民健康保険」
- ・「ご家族の健康保険(被扶養者)」

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続先	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の協 会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村 の国民健康保険担当 課にお問い合わせく ださい。	退職日までに被保険者期 間が継続して２か月以上 あることが必要です。 退職日の翌日から２０日 以内に手続が必要です。	ご家族が加入している 健康保険の扶養認定条 件を満たす必要があり ます。 ※ご家族の勤務先にお 問い合わせください。

東部教育事務所 総務・給与担当
電話 ０４８－８３０－２７２７

再任用職員の方へ

平成29年 月

厚生年金保険・健康保険の取扱いについて

退職される再任用職員の方で社会保険に加入されている場合は次のとおり取り扱いますのでご確認ください。

なお、不明な点は、各学校の事務担当者におたずねください。

1 退職後、再度、再任用職員（5分の3以上）に任用された場合

- ・被保険者資格は継続します。
- ・健康保険証の返却の必要はありません。
- ・継続して社会保険料が控除されます。控除される月は退職日より決まります。

2 退職、又は、翌年度の勤務形態が5分の2以下となる場合

- ・被保険者資格は継続しません。
- ・健康保険証を返却してください。

○退職後（1・2以外）の健康保険制度への加入は以下の3つの選択肢があります。

毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険の手続を行ってください。

- ・「健康保険任意継続」
- ・「国民健康保険」
- ・「ご家族の健康保険(被扶養者)」

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続先	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の協 会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村 の国民健康保険担当 課にお問い合わせく ださい。	退職日までに被保険者期 間が継続して2か月以上 あることが必要です。 退職日の翌日から20日 以内に手続が必要です。	ご家族が加入している 健康保険の扶養認定条 件を満たす必要があり ます。 ※ご家族の勤務先にお 問い合わせください。